

規格では

注記1 “危険源”という用語は、その**発生源**(例えば、機械的危険源、電氣的危険源)を明確にし、又は**潜在的な危害**(例えば、感電の危険源、切断の危険源、毒性による危険源、火災による危険源)の性質を明確にするために適切である。

機械的危険源

固体 または、液体の機械的作用に起因して生ずる危険。
たとえば、押しつぶし、切断、裂傷、巻き込みなどの危険性



熱的危険源

高温、低温の機械類に接触することなど。火災または爆発を引き起こす高温の危険性



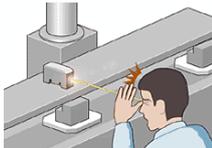
電氣的危険源

感電、電気アーク、絶縁破壊、漏洩電流、静電気などの危険性



有害磁場,光線危険源

レーザー、マイクロ波、X線、電離及び非電離放射線などの危険性



騒音の危険源

聴覚への支障や耳鳴りなど



材料及び物質による危険源

有害な化学薬品などの吸入、摂取または接触。それらが使用が起因する、火災・爆発の危険性



図 1 5 : 危険源の例